

# 福岡県高齢者福祉生活協同組合

## 事故発生防止のための指針

### 1. 介護事故の防止に関する基本的な考え方

当法人は、質の高いサービスを提供するために、提供するサービスに対して常に改善を行い、組織全体で事故発生防止に努めます。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう研修を実施し、必要な知識の習得に努めます。

### 2. 事故発生防止のための委員会及びその取り組みに関する事項

当法人では、介護事故発生防止等に取り組むにあたって、「事故対策委員会」を設置します。

#### (1) 設置の目的

施設内での事故を未然に防止すると共に、発生した事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行なわれ、利用者に最善の対応を提供することを目的とします。

#### (2) 事故対策委員会の構成委員の選任

委員会は下記の職種で構成し、リーダーと安全対策担当者は、構成委員から選任します。

- ・管理者
- ・相談員
- ・看護職員
- ・介護職員

#### (3) 事故対策委員会の開催

年に1回以上開催し、介護事故発生防止の未然防止、再発防止等の検討を行います。また、事故発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

#### (4) 事故対策委員会の役割

##### ① マニュアル、事故・インシデント(ヒヤリハット)報告書等の整備

介護事故等未然防止のため、マニュアルを作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。事故・インシデント(ヒヤリハット)報告書等の様式についても作成し、定期的に見直し、必要に応じて更新します。

##### ② 事故・インシデント(ヒヤリハット)報告の分析及び再発防止策の検討

事故・インシデント(ヒヤリハット)報告を分析し、再発防止策を検討します。

##### ③ 再発防止策の周知徹底

②によって検討された再発防止策を実施するため、職員に対して周知徹底を図ります。

#### (5) 事故発生防止担当者の選任

事故発生防止にかかる担当者は、事故対策委員会のリーダーとします。

### 3. 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針

事故対策委員会を中心として事故発生防止のための職員への研修を、以下のとおり実施します。尚、研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の知識を普及・啓発するとともに、当法人における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとします。

#### (1) 定期的な研修の実施(年1回以上)

#### (2) 新任職員への研修の実施

#### (3) その他必要な研修の実施

#### (4) 実施した研修についての実施内容(資料)及び出席者の記録

### 4. 介護事故、インシデント(ヒヤリハット)事例の報告及び再発防止に関する基本方針

(1) 施設内外で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合に関して報告を行います。ただし、報告は報告職員の責任を問うものではなく、介護事故

の再発防止につなげるための、重要な情報として活用します。

(2) 職員はインシデント、介護事故の経験をした場合、すみやかにその内容を事故報告書またはヒヤリハット報告書により報告します。なお報告にあたっては、内容(その時の状況・対応・原因・改善策)等を当事者又は関係職員で十分検討します。

(3) 報告書の提出後、関係部署・事故対策委員会で改善内容等の検討を行います。また、報告書の内容・改善策を職員に広く周知し、職員の介護事故に対する意識改革、以後の事故防止に役立てます。

(4) 報告書の記載方法は、だれが見ても分かりやすく(当事者以外が状況を把握できるように)、正確かつ丁寧に記載します。

## 5. 介護事故等発生時の対応に関する基本方針

### (1) 当該利用者への対応

事故が発生した場合は、周囲の状況及び当該利用者の状況を判断し、当該利用者の安全確保を最優先として行動します。関係部署及び家族等に速やかに連絡し、必要な措置を行います。状況により、医療機関への受診等が必要な場合は、迅速にその手続きを行います。

### (2) 事故状況の把握

事故の状況を把握するため、関係職員は「事故・ヒヤリハット報告書」で、速やかに報告します。

### (3) 関係者への連絡・報告

関係職員からの連絡等に基づき、ご家族・担当ケアマネージャー、必要に応じて各市町村・保険者等に事故の状況等について報告します。また事故の発生状況については、適切な説明が親族に行えるように努めます。

#### ① 事故発生状況及び施設職員の対応状況

#### ② 利用者の心身の状況や受診結果等

#### ③ 事故の発生原因及びその再発防止策

#### ④ 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

### (4) 行政への報告

報告対象事故の場合は速やかに定められた様式で行政の介護保険給付係へ報告します。

### (5) 損害賠償

事故の状況により賠償等の必要性が生じた場合は、当施設の加入する損害賠償保険で対応します。

## 6. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本指針

(1) 事故報告等は遅滞なく報告し、各部署で情報の共有を図ります。

(2) 事故報告書・インシデント報告書の分析及び再発防止策の検討を行います。

(3) 検討された分析及び再発防止策は法人全体で周知徹底します。

(4) 再発防止策の実施後、効果検証を行い必要に応じて再発防止策の変更・追加を行います。

(5) 各部署で、利用者ごとのリスクを把握できるよう情報共有を行います。

## 7. 基本方針の見直し

事故発生防止を取り巻く状況の変化等により、必要に応じて本指針の見直しを行う。

### 付則

この指針は、令和6年4月1日から施行する